

区長報告第2号

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日施行に係る規定について、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）の一部を改正する必要があるとあり、法律公布日と同日に区長専決処分を行いました。

1 専決処分の日

令和3年3月31日

2 改正内容

軽自動車税（環境性能割）の見直し

(1) 燃費基準の改正

軽自動車税（環境性能割）については、現行と同水準となるように、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直し、令和3年4月1日に取得された軽自動車から適用しました。

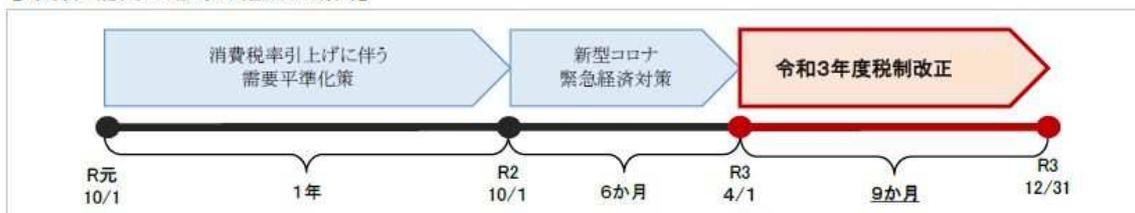
現行（令和元・2年度）				改正案（令和3・4年度）			
区分		税率		区分		税率	
		自家用	営業用			自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車				電気自動車、天然ガス自動車			
ガソリン車、ハイブリッド車	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税	ガソリン車、ハイブリッド車	令和12年度燃費基準75%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%		令和12年度燃費基準60%達成	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%		令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
上記以外			2%	上記以外			2%

※上記に加え、現行・改正案とも一定の排ガス性能を備えていることが必要。

## (2) 税率の軽減措置の延長

自家用乗用車を令和3年3月31日までに取得した場合、軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減する特例措置について、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすることとしました。

### 【環境性能割の臨時的軽減の期間】



対象：令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

区分		税率（自家用）	
		税率	臨時的軽減措置
電気自動車、天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車、 ハイブリッド車	令和12年度燃費基準75%達成		
	令和12年度燃費基準60%達成		
	令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
上記以外			

※ 環境性能割は、令和元年10月に創設されたもので、軽自動車を登録する際に、その取得価額に環境性能に応じた税率を乗じて課される税金です。

## 3 施行期日

令和3年4月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第三十七条の四 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四百五十一条第一項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の一</p> <p>二 法第四百五十一条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の二</p> <p>三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第三十七条の四 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四百五十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の一</p> <p>二 法第四百五十一条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の二</p> <p>三 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p>

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第五条の三 (略)

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第四百四十六条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)<sup>又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)</sup>の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)<sup>に基づき当該判断をするものとする。</sup>

3 5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

2 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)<sup>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)</sup>に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(付則第五条の七第三項において「特定期間」という。)<sup>に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</sup>

3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第五条の三 (略)

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第四百四十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)<sup>又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)</sup>の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)<sup>に基づき当該判断をするものとする。</sup>

3 5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第五条の四 (略)

2 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)<sup>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)</sup>に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間(付則第五条の七第三項において「特定期間」という。)<sup>に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</sup>

3 (略)

(後略)

付 則

1| この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(後略)